

令和 4 年度改善提言に関する特許審査の取組状況

令和 4 年度審査品質管理小委員会の改善提言に関し、特許庁が行った主要な特許審査の取組の計画と実績、それらの取組のねらいと結果は以下のとおりである。

評価項目	評価項目④、⑦、⑧、⑪に関するもの
改善提言 1	審査の質に関する分析・課題抽出を継続し、質の向上に資する各種対策を講じることを期待する。
ねらい	審査の質に関する分析・課題抽出を継続し、質の向上に資する各種対策を講じる。
取組の計画	<p>(ユーザー評価調査)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ユーザー評価調査により、ユーザーの問題意識やニーズを把握するとともに、審査の質に関する課題を抽出し、質の向上に資する各種施策へ繋げる。 2. 不満等の評価の背景となった個別事例を聴取し、質に関する課題抽出を行う。 3. 2022 年度に実施した審査官向けアンケート調査の結果を基に、ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識との乖離の分析等を行い、審査の質についての課題の把握、対策の検討を進める。 <p>(内外乖離案件、内々乖離案件等の分析)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 特許庁と他庁に共通して出願されたものであって、特許庁と他庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他庁との審査結果の相違(内外乖離)の分析を行う。また、内外乖離案件に関し、海外知財庁との連携・調和を図る。 5. 国際調査報告及び国内出願の特許審査の双方を特許庁が行ったにも関わらず、サーチ・審査結果が相違(内々乖離)する出願について分析を行う。 <p>(品質管理指標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. 審査の質を測る指標のさらなる改善に取り組む。 <p>(ユーザー等との意見交換・国際会合等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. ユーザーとの意見交換(企業コンタクト)や国際会合等の場において特許庁の品質管理に関する情報発信を行う。

令和 4 年度改善提言に関する特許審査の取組状況

<p>取組の実績</p>	<p>(ユーザー評価調査)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ユーザー評価調査結果の分析を踏まえ、「判断の均質性」、「第 29 条第 2 項（進歩性）の判断の均質性」、「国際調査等における判断の均質性」が、全体評価への影響が大きく、相対的な評価が低いことから、優先的に取り組むべき項目とし、全審査官に協議の活用を促した。 2. ユーザー評価調査では、不満等の評価の背景となる具体的な個別の事例が、評価と同時に聴取可能となるよう設問等の見直しを行い、例年以上の件数の事例を収集した。 3. 審査官向けアンケート調査の結果を基に、ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識との乖離の分析等を行い、審査の質についての課題の把握、対策の検討を進めた。 <p>(内外乖離案件、内々乖離案件等の分析)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 内外乖離の分析結果及び留意すべき点について審査部門全体に周知するとともに、個別案件の分析結果については、当該案件が属する審査長単位の管理職や審査官にフィードバックした。また、2023 年 4 月～12 月に計 5 庁の海外知財庁と審査官協議を実施した。 5. 内々乖離の分析結果及び留意すべき点について管理職に周知し、各審査室における決裁前のチェックや PCT 等協議の取組を活用したサーチの質向上に役立てた。 <p>(品質管理指標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. 品質関連の統計データ等の情報活用による審査能力の向上を目指し、審査官への提供データの拡充やデータの活用方法等について検討を進めた。 <p>また、ユーザーの声に耳を傾けながら、審査の質を測る指標の改善に向けた検討を進めるべく、下記 7. の知財関連団体、代理人団体との各意見交換会において、特許審査の質を測る指標をテーマにディスカッションを行った。</p> <p>(ユーザー等との意見交換・国際会合等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 特許庁の施策及び取組についてユーザーから理解を得るとともに、今後の施策検討に向けて企業の現状や課題を直接伺い、先方からの質問に回答することで相互の信頼関係を構築すること、及びユーザーとのコミュニケーションや品質管理関連施策等についての情報を発信することを目的として、2023 年 4 月～12 月において 144 件の企業コンタクトを実施した。また、知財関連団体、代理人団体との審査の質に関する意見交換会を、2023 年 9 月に計 2 回開催した。 <p>国際会合等において JPO の品質管理システムについて情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCT 国際機関会合 (PCT-MIA)、品質サブグループ会合 (2023 年 10 月) ・ WIPO 特許法常設委員会 (SCP) (2023 年 10 月) <p>さらに、日欧審査官協議 (9 月)、日韓審査官協議 (10 月) の際、両庁の品質管理の紹介及び意見交換を実施した。</p>
<p>結果</p>	<p>1～7 の取組により審査の質に関する分析・課題抽出を継続し、質の向上に資する各種対策を講じることができた。</p>

令和4年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目	評価項目④、⑨に関するもの
改善提言 2	国際的に遜色のない水準の審査官数の確保と、業務のさらなる効率化に努めるとともに、先端技術分野への対応を継続することを期待する。
ねらい	国際的に遜色のない水準の審査官数の確保と、業務のさらなる効率化に努めるとともに、先端技術分野への対応を継続する。
取組の計画	<p>(審査官の人員配置)</p> <p>1. 審査実施体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努める。</p> <p>(業務の効率化)</p> <p>2. 検索外注や各種ツール等を活用しつつ業務の効率化を進める。</p> <p>(先端技術への対応)</p> <p>3. 先端技術の動向を把握するために、特許出願技術動向調査を行う。</p> <p>4. 先端技術の知識習得を図る機会を設け、審査官の育成に取り組む。</p> <p>5. AI 関連発明について、審査の質の維持・向上に取り組む。</p>

令和 4 年度改善提言に関する特許審査の取組状況

<p>取組の実績</p>	<p>(審査官の人員配置)</p> <p>1. 政府全体の定員合理化目標による定員削減が続く中、審査官数 1,663 名を確保した（昨年度 1,662 名）。</p> <p>(業務の効率化)</p> <p>2. 業務効率化を図るべく、検索外注として約 14.2 万件の発注を計画した。さらに、「補充型」検索外注の件数規模を拡大させるとともに、登録調査機関から特許庁への包袋（検索結果等を含む書類一式）の電子送付について、年度末までの全件電子送付の実現を目標に対象を拡大し、ペーパーレス化による働き方の自由度向上・審査プロセスの効率化を図っている。さらに、AI 等を用いて検索外注の案件選定・発注業務等の効率化を進めるための調査研究を実施している。</p> <p>(先端技術への対応)</p> <p>3. 2023 年度は、今後の進展が予想される「パッシブ ZEH・ZEB」、「ドローン」等の計 5 つの技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施している。また、GX（グリーン・トランスフォーメーション）に関する技術を俯瞰するために、2022 年度に特許庁が作成した GXTI（グリーン・トランスフォーメーション技術区分表）に基づき、GXTI の技術区分単位で各国の特許出願動向を概括する調査を実施し、報告書を公表した。加えて、2024 年度に特許出願技術動向調査を行う技術テーマ候補として、「ペロブスカイト太陽電池関連技術」、「偏光板関連技術」等の計 5 つを選定した。</p> <p>4. 先端技術の知識習得を図るため、国内外の学会やセミナーへ積極的に参加した（2023 年 4 月～12 月に 122 個の学会・セミナーに延べ 336 人の審査官が参加。昨年同期は 98 個の学会・セミナーに延べ 259 人の審査官が参加。）。また、下半期は、外部講師による技術研修も複数回実施する予定。</p> <p>5. AI 関連発明の相談体制の強化及び一元化を図るべく、2023 年度は AI 担当官を 13 名から 39 名に増員した。生成 AI に関する事例を含む新たな AI 関連技術の審査事例案（10 事例）の検討を進め、2024 年 3 月末までに公表する予定。また、「AI 関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクト」において、日米欧中韓の五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表の作成を進めてきた。当該比較表は 2023 年 6 月の五庁長官会合での承認後、五庁ウェブページに掲載され、その日本語版（仮訳）を特許庁ホームページに公開した。</p>
<p>結果</p>	<p>1 の取組により、審査官の数を確保することができた。また、2 の取組により業務の効率化を進め、3～5 の取組により先端技術への対応を継続することができた。</p>

令和4年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目	評価項目⑥、⑩に関するもの
改善提言3	判断の均質性の向上や先行技術調査の精度の改善に向けて、審査官間の協議やツールの活用等により対応を進めることを期待する。
ねらい	判断の均質性の向上や先行技術調査の精度の改善に向けて、審査官間の協議やツールの活用等により対応を進める。
取組の計画	<p>(協議の実施)</p> <p>1. 審査官間の判断の均質性を高めるために、審査官同士が意見交換を行う「協議」を実施、促進する。</p> <p>(ツールの活用)</p> <p>2. ツールの活用を図ることで先行技術調査の効率化・質向上に取り組む。</p>
取組の実績	<p>(協議の実施)</p> <p>1. 2023年4月~12月に全体で18,126件の協議が実施された(昨年同期18,144件)。また、協議を効果的かつ効率的なものとするため、豊富な知識・経験等を有する年次の高い審査官が他の審査官が担当する案件の協議に被協議者として参加し、積極的に助言や知見の提供を行うとともに、効果的なサーチスタイルの観点を含め、協議参加者が相互に知見の共有を行う協議を2023年4月~12月に1,112件(昨年同期1,014件)実施した。当該協議について、90%の案件(昨年同期88%)で新たな知見・助言が得られ、実効性が高い協議が実施されたことが確認できた。</p> <p>また、サーチの質の向上を図るために、担当技術分野における高い知識や判断力を有する審査官が被協議者となり、実際に協議対象案件のサーチを行った上で、その結果を踏まえて主任協議者にアドバイスを行う協議を2023年4月~12月に733件実施した(昨年同期745件)。</p> <p>協議において得られた知見(サーチノウハウ等)は、庁内システム等を通じて組織的に情報共有が行われている。</p> <p>(ツールの活用)</p> <p>2. これまで導入されたサーチ関連ツールに関し、機能や操作方法、実際の活用例等をまとめた研修動画を活用し、審査官の知識向上とツールへの習熟を図っている。さらに、世界の文献数が増加する中、サーチ品質を維持するためには、効率的なサーチスタイルへの変革が急務であることから、技術分野ごとにサーチスタイルに関するディスカッションを行い、その技術分野に応じた効率的なサーチスタイルの知見共有を図った。</p>
結果	1~2の取組により、判断の均質性の向上や先行技術調査の精度の改善に向けて対応を進めることができた。

令和4年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目	評価項目⑥、⑩に関するもの
改善提言 4	ユーザーとのコミュニケーションの改善や、スタートアップを含む幅広いユーザーとの積極的な意見交換を実施し、特許権の共創を進めて行くことを期待する。
ねらい	ユーザーとのコミュニケーションの改善や、スタートアップを含む幅広いユーザーとの積極的な意見交換を実施し、特許権の共創を進める。
取組の計画	<p>(面接・電話対応の充実)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 出願人の求めに応じて、面接・電話対応を着実に実施する。 2. テレワーク中の審査官とのコミュニケーション等について情報発信を行う。 3. テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段の活用を図る。 <p>(ユーザー等との意見交換)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 中小・スタートアップを含む幅広いユーザーと意見交換（企業コンタクト等）を実施し、ユーザーとのコミュニケーション等の取組についての情報発信を行う。また、「ユーザーとの特許権の共創」に関し、出願人と審査官との間での共創意識の熟成を図る。 <p>(ユーザー評価調査)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. ユーザー評価調査に寄せられた意見を踏まえて、ユーザーとの適切なコミュニケーションを図るための対応を行う。

令和4年度改善提言に関する特許審査の取組状況

<p>取組の実績</p>	<p>(面接・電話対応の充実)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ユーザーからの面接の依頼を原則一回は受諾することとし、2023年4月～12月に面接審査を1,607件（昨年同期1,288件）、電話等による対応を15,275件（昨年同期14,503件）行った。また、面接・電話対応の更なる改善・充実化を目指して、2024年1月からユーザーに個々の面接・電話対応についての印象やご意見を聴取し、審査官へフィードバックする形態のユーザーアンケートを試行している。 2. 企業コンタクトの機会等を通じ、ユーザーに積極的に面接審査の利用を促すとともに、オンラインでの面接も推奨している。加えて、テレワーク中の審査官との電話連絡等について紹介するリーフレット「DX時代における特許審査官とのコミュニケーション」を公表している。 3. テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段について、2023年4月～12月において審査官からの電話連絡は9,580回実施された（昨年同期12,514回）。 <p>(ユーザー等との意見交換)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 2023年4月～12月に144件の企業コンタクトを実施し、対象者は国内130件（うち中小企業25件）、海外14件、開催形式は対面135件、オンライン9件である（昨年同期は計112件で、国内94件（うち中小企業19件）、海外18件、開催形式は対面71件、オンライン41件）。企業コンタクトにおいては効率的かつ適正な特許審査を実現するための「ユーザーとの特許権の共創」について意見交換を行い、出願人と審査官との間での共創意識の熟成を図っている。 <p>また、知財関連団体、代理人団体との審査の質に関する意見交換会を、2023年度に計2回開催した。</p> <p>(ユーザー評価調査)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. ユーザー評価調査で寄せられた「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」に関する意見を基に、面接・電話対応において留意すべき点を、全審査官に対して周知した。
<p>結果</p>	<p>取組1～5により、特許権の共創を進めるべくユーザーとのコミュニケーションの改善を行い、スタートアップを含む幅広いユーザーとの意見交換を実施することができた。</p>